

廿日市市被災者生活サポートボラネット 推進マニュアル

～関係機関協働編～

令和2年8月

廿日市市被災者生活サポートボラネット推進会議
社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会

はじめに

廿日市市は、広島市の西に隣接し、沿岸部の廿日市・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の5地域からなり、総面積は、489.36km²で、約80%が林野で占められています。又、日本三景、「安芸の宮島（厳島）」が特に有名です。厳島神社は世界遺産にも指定されています。

近年の都市化の進展は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大、流出時間の短縮化を招き、豪雨時に河川や下水道に大量の雨水が流れ込むことにより、しばしば浸水被害が発生し、市民の暮らしに多大な被害を及ぼすようになっていきます。

平成26年広島土砂災害では、

平成30年7月豪雨災害では、

本市においては、県内他市町のような大規模な災害は経験していませんが、

大規模災害に備え、本市においては、「避難行動要支援者支援制度」がコミュニティ、町内会単位で進められており、

廿日市市被災者生活サポートボラネットでは、平常時の取組みとして、研修会、（中略）、県内の被災市町への応援、

この度、今般の新型コロナウイルスによる、（中略）、マニュアルの見直しを行うものです。

今日、大規模な災害が起こった場合、被災地域に市町災害ボランティアセンターが立ち上げられ、全国各地から被災者支援のためにボランティアが訪れるようになっていきます。

市町災害ボランティアセンターは、「被災者主体」の考えのもと、1日も早い復興を目指し、被災者の生活を支援していく力として定着しています。そうした中、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体（社会福祉法第109条、第110条）で、住民の生活支援、住民相互が支えあうコミュニティづくりを役割とする公共的な民間団体である廿日市市社会福祉協議会としても、ボランティアセンター機能を活かし、市域での災害発生時には、その被災状況により被災地域・被災者への効果的な生活支援活動を行なっていくため、「廿日市市被災者生活サポートボランティアセンター」を設置します。

しかしながら、効果的な被災者支援を進めていくためのボランティア活動や災害ボランティアセンター運営には、市域又は県域の関係機関・団体等や全国のNPO等からの支援が不可欠であり、被災者支援にはこうした関係するすべての人の「協働」が大変重要になります。

こうしたことからこのたび、「協働」をコンセプトに災害時における市域の関係機関・団体等の「廿日市市被災者生活サポートボラネット推進マニュアル～関係機関協働編～」を作成することとしました。

なお、災害時にその使命を十分に果たせるよう、廿日市市社会福祉協議会として、このマニュアルに基づいた想定による取組みをはじめ、防災・減災に向けた取組みを重ねながら、必要に応じて内容の修正・更新を図り、改訂版は、廿日市市社会福祉協議会のホームページに随時掲載する予定です。

又、緊急時にそれぞれの機関・団体がどう働くかをお互いに確認いただき、被災地域・被災者への効果的な生活支援活動が行えるよう努めていただきたいと思います。



社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会
会長 蛭江 紀雄

目 次

はじめに

I 廿日市市被災者生活サポートボラネットとは	1
1 被災者生活サポートボランティア活動とは	2
2 市ボラネットの目的	2
3 市ボラネットの体制	3
(1) 市ボラネット推進会議の開催	
(2) 災害時における初動体制と連絡調整	
4 市ボラネットの機能	4
(1) 情報の発信と共有	
(2) 人材の確保	
(3) 資機材の調整（調達）	
(4) 資金の調整（調達）	
5 市ボラネットと市行政との連携	5
(1) 連携内容	
6 市被災者生活サポートVCと市ボラネットとの関係	6
II 市ボラネットの具体的な取組み	7
1 平常時の取組み	8
(1) 市ボラネット推進会議の開催	
(2) 構成機関・団体等との協働体制づくり	
(3) 情報の集約（必要な情報とその収集先）	
2 市被災者生活サポートVCを開設する場合	9
(1) 緊急支援期の取組み ～発災から72時間（3日）～	
(2) 運営期の取組み ～市被災者生活サポートVCの設置から閉鎖～	
(3) 生活復興期の取組み ～市被災者生活サポートVCの閉鎖から復興～	
3 市被災者生活サポートVCを開設しない場合	16
(1) 被害想定	
(2) 被災地域で想定される状況	
(3) 市ボラネットの動き	
(4) 被災地域支援に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）	
III 県ボラネットとの連携	17
1 県ボラネットとは.....	17
2 県ボラネットの体制.....	17
3 市町ボラネットと県ボラネットとの連携（平常時～災害時）	19
(1) 県ボラネット推進会議の開催	
(2) 被災地域支援に向けた県ボラネットの具体的な動き（想定）	

I 廿日市市被災者生活サポートボラネットとは

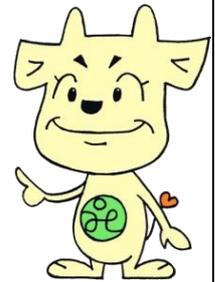
1 被災者生活サポートボランティア活動とは

全国的には「災害ボランティア活動」という名称で使われていますが、被災者の生活支援を第一に考え、「生活をサポートする」という幅広い視点に立ち、広島県では「被災者生活サポートボランティア活動」と呼んでいます。

「被災者生活サポートボランティア活動」は、災害によって被災した地域・市民に寄り添いながら、その生活再建に向けた支援を行う活動です。

なお、本マニュアル中の用語の内、次の囲みに記載しているものにつきましては、これ以降、簡易表記いたします。

廿日市市被災者生活サポートボランティアセンター → 市被災者生活サポートVC
広島県被災者生活サポートボランティアセンター → 県被災者生活サポートVC
被災者生活サポートボランティア活動 → ボランティア活動
廿日市市被災者生活サポートボラネット → 市ボラネット
広島県被災者生活サポートボラネット → 県ボラネット
廿日市市総合健康福祉センター → あいプラザ
社会福祉協議会 → 社協
はつかいちし災害救援ボランティアネットワーク赤十字奉仕団
→ はつかいちし災害救援V
廿日市市民生委員児童委員協議会 → 市民児協
ささえ愛ネットはつかいち → ささえ愛ネット
廿日市市防災士会 → 防災士会
廿日市市シルバー人材センター → シルバー人材センター



2 市ボラネットの目的

災害の被災者に対して、ボランティア活動による支援を行うために、市域の各関係機関・団体等と市行政や廿日市市社協との支援活動体制を迅速に整え、被災者への支援活動を展開していくことを目的としています。

市ボラネットは、災害時の「共助」（ボランティア活動）をすすめるために協働する市域のネットワークです。

また、必要に応じて広島県や広島県社協、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会をはじめとする県ボラネットに後方支援を要請し、人材、財源を確保します。

特に、避難行動要支援者等への支援についても、このネットワークを活かして積極的に取り組みます。

3 市ボラネットの体制

平常時から、災害時における各関係機関・団体による災害に備えた取組みや、これら最新の情報に基づき、災害時にネットワークを組んで被災者支援に取り組むための協議の場として体制を整えます。

市ボラネット推進会議 構成機関・団体

(全16団体：令和2年8月現在)

廿日市市社協（事務局）、廿日市市（危機管理課・地域政策課・協働推進課・福祉総務課）、廿日市市町内会連合会、はつかいち福祉ねっと、日本赤十字広島看護大学、廿日市市国際交流協会、廿日市商工会議所、自主防災組織、はつかいちし災害救援V、市民児協、ささえ愛ネット、大野区長連合会、防災士会、FMはつかいち、シルバー人材センター、生協ひろしま

(1) 市ボラネット推進会議の開催

	平常時	災害時
開催日	定期的（年1回以上）	発災から3日以内
開催場所	ア あいプラザ イ 考慮すべき要件等がある場合は、市ボラネット推進会議構成機関・団体と調整の上、事務局において他の開催場所を決定	
参加メンバー	ア 市ボラネット推進会議の構成機関・団体 イ 事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体	
協議内容	ア 災害時の必要な役割と動き イ 関係機関・団体の連絡調整	ア 構成機関・団体が把握している被災状況の確認、共有 イ 市被災者生活サポートVCの運営や今後の方針、方向性等の確認

(2) 災害時における初動体制と連絡調整

事務局は、市被災者生活サポートVCを設置した場合、次の方法で市ボラネット推進会議構成機関・団体に、その旨の連絡を行います。

- ア メールで一斉送信
- イ 電話（携帯）による連絡
- ウ 紙媒体をFAXで連絡

4 市ボラネットの機能

市ボラネットの機能を発揮するために、平常時から、市ボラネット構成機関・団体が、互いの特性を活かしながら、被災地域支援に向けた動きと役割を明確にし、いざという時に情報の共有を行い、支援体制を組み、迅速な支援につなげるための関係づくりに取り組みます。災害時には、迅速かつ効果的に「情報」「人材」「資機材」の確保、「資金」の呼びかけを行います。

「情報」⇒ボランティア活動等の情報集約及び発信

「人材」⇒人材の派遣・調整や確保・要請

「資機材」「資金」⇒災害支援に向けた体制づくり

(1) 情報の発信と共有

ア 情報の発信

事務局は、次の内容を防災行政無線・廿日市市社協ホームページ・Facebook等のSNS・FMはつかいち・紙媒体等を活用して情報発信します。

- (ア) 市被災者生活サポートVC開設の情報
- (イ) ボランティア募集に関する情報
- (ウ) 支援が必要な人へのボランティア活動情報
- (エ) 被災地域の生活支援ニーズ
- (オ) 義援金受付窓口の開設等の情報
- (カ) 市外・県外からの災害支援等の情報

イ 情報の共有

事務局は、上記の内容を「市ボラネット情報」として県ボラネット（事務局：広島県社協）と共有します。

(2) 人材の確保

市ボラネット推進会議構成機関・団体及びその他の関係機関・団体は次の役割を担います。

ア ボランティア活動による支援

イ 市被災者生活サポートVCの運営支援（県ボラネット、各市町社協）

(3) 資機材の調整（調達）

必要に応じて、次の関係機関・団体等に対し、資機材の調達の協力をお願いします。

ア 県ボラネット

イ その他の機関・団体

(4) 資金の調整（調達）

必要に応じて、次の関係機関・団体等に対し、資金の調達の協力をお願いします。

ア 県ボラネット

イ 広島県共同募金会

ウ その他の機関・団体

5 市ボラネットと市行政との連携

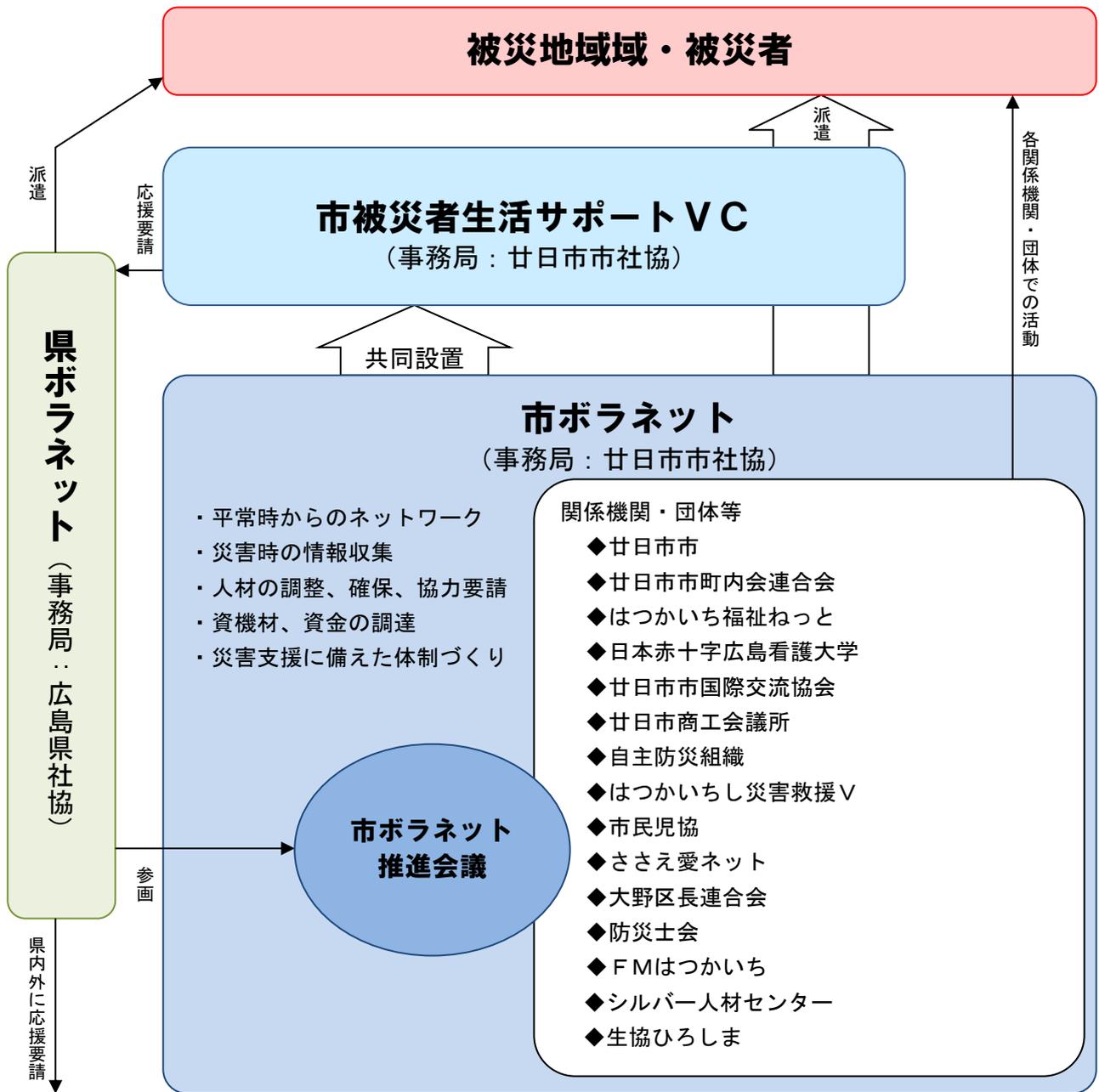
市行政は、被災地域におけるボランティア活動を行うボランティアの受入れ等に関する窓口を設け、次の内容について連携します。

(1) 市被災者生活サポートVCへの支援

- ア 市被災者生活サポートVCの活動拠点となる場（空間）の提供
- イ 開設に係る活動資機材の提供
- ウ ボランティア活動に必要な情報の提供
- エ 広報活動△の支援（防災行政無線等）



6 市被災者生活サポートVCと市ボラネットとの関係



II 市ボラネットの具体的な取組み

1 平常時の取組み

(1) 市ボラネット推進会議の開催

市ボラネットの体制で既述したように、協働による連絡調整や体制づくりの場として定期的
に開催し、災害に備えた協働での取組みや情報交換からネットワークを組んで被災者支援にあ
たる仕組みを構築します。

(2) 構成機関・団体等との協働体制づくり

- ア 県ボラネットと合同のボランティア活動に関する研修会
- イ 市域の関係機関・団体等と合同のボランティア活動に関する研修会
- ウ 市ボラネットに関する情報の共有
- エ その他の関係機関・団体とのネットワークづくり

(3) 情報の集約（必要な情報とその収集先）

事務局は、災害時に必要な基礎情報を事前に準備すると同時に、被災者支援に必要な情報を
集約します。

- ア 廿日市市地域防災計画
- イ 避難行動要支援者台帳
- ウ 防災関連法令集（災害対策基本法等）
- エ 構成機関・団体の防災業務計画や活動マニュアル（日本赤十字社・県ボラネット・広島
県社協）
- オ 災害データ集（災害基本データブック）
- カ 地図（市全体・住宅地図・その他必要なもの）
- キ 各種団体の名簿（可能な場合）
- ※ 市ボラネット推進会議構成機関・団体は、それぞれの関係情報が更新される毎に、事務局
に提供することとします。

2 市被災者生活サポートVCを開設する場合【支援時期別ニーズと活動】

支援時期	緊急支援期 ～発災から72時間～	運営期 ～センター立ち上げから運営～	生活復興期
ニーズ	 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊 ・ライフライン、交通網の遮断 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインが確保できない ・瓦礫を撤去して欲しい ・家が崩れて片付けられない ・避難生活でストレスになる ・生活用品等が無い ・仮設住宅への引越や家具の組立等できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物に行けない ・病院に行けない ・サロンが開催されず、話し相手がいない ・子どもにストレスが溜まっている
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・市、広島県社協、各種団体との連携 ・救援物資の整理及び搬入 ・給水、配食活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・市、広島県社協、各種団体との連携 ・安否確認 ・瓦礫の片付け ・家の片付け ・仮設住宅への引越 ・支援物資の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ニーズの対応 ・情報提供 ・サロン等、イベントの開催 ・見守り活動

(1) 緊急支援期の取組み ～発災から72時間（3日）～

ア 市ボラネット事務局の設置

イ 市ボラネットの動き

(7) 情報の集約（事務局がある廿日市市社協）

- 提供内容／災害に関すること、被災状況に関すること、市ボラネット構成機関・団体、その他関係機関・団体等の動きに関すること
- 提供者／市ボラネット推進会議構成機関・団体、その他関係機関・団体等
- 頻度／情報が集約できしだい
- 方法／各構成機関・団体、その他関係機関・団体等が自主的に市ボラネット事務局へメール又は電話・FAXにより送信

(イ) 市ボラネット推進会議の開催

- 開催の目安／発災から3日以内
- 開催場所／市被災者生活サポートVCを置くあいプラザ等
- 参集範囲／市ボラネット推進会議構成機関・団体、その他事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体
- 内容／市ボラネット構成機関・団体、その他関係機関・団体等の被災の現状についての情報共有および被災者生活サポートVCの開設について

(ウ) 情報の発信

- 廿日市市社協ホームページ・Facebook等のSNS
 - 名称／市ボラネット情報
 - 内容／市ボラネット、市被災者生活サポートVC設置、被災状況など
- 防災行政無線（市行政へ依頼）
 - 内容／市ボラネット、市被災者生活サポートVC設置、被災状況など
- チラシ等の紙媒体を配布（関係資料集活用）
- その他の広報媒体

(イ) 人材の確保

- 市ボラネット推進会議構成機関・団体へ人材の派遣協力願い
- その他の関係機関・団体等へ人材の派遣協力願い

エ 被災地域にむけた構成機関・団体等の取組み（想定）

- (ア) 廿日市市社協（市ボラネット事務局）
 - a 情報把握のため市災害対策本部へ職員の派遣
 - b 市災害対策本部と連携し、被災状況の確認（県ボラネットへ情報提供）
 - c 県被災者生活サポートVC職員（広島県社協）とともに現地調査
- (イ) 市
 - a 廿日市防災計画に基づき従事
 - b 被害状況を把握し市災害対策本部の設置（市ボラネットへ情報提供）
 - c 被災支援チーム（班）編成
 - d 避難所開設
 - e 防災無線・安心安全メール等での情報発信
 - f 要支援者・の安否確認、避難支援、見守り
 - g 指定避難所以外に避難した人の支援
- (ウ) 市ボラネット推進会議構成機関・団体等（上記(ア)、(イ)を除く）
 - a 各種団体は、所属会員・住民の安否確認
 - b 当該地域の被災状況や会員・住民の安否に関する情報把握
 - c 当該地域の避難行動要支援者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

(2) 運営期の取組み ～市被災者生活サポートVCの設置から閉鎖～

ア 市ボラネットの動き

- (ア) 市ボラネット推進会議の開催
 - a 開催の目安／事務局が必要と判断したとき
 - b 開催場所／市被災者生活サポートVCを置くあいプラザ等
 - c 参集範囲／市ボラネット推進会議構成機関・団体、事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体
 - d 内容／市ボラネット構成機関・団体等の支援の現状についての情報共有
 - ・被災者支援について
 - ・その他事務局が必要と判断したもの
- (イ) 情報の集約と発信
情報の集約と発信方法は緊急支援期に記載
- (ウ) 人材の確保（派遣）
 - a 市ボラネット構成機関・団体へ人材の派遣協力願い
 - b その他の機関・団体へ人材の派遣協力願い
- (エ) 資機材の調整（調達）
関係機関・団体へ資機材の調達協力願い
- (オ) 資金の調整（調達）
関係機関・団体へ資金の調達協力願い

イ 被災地域支援に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）

- (ア) 廿日市市社協（市ボラネット事務局）
 - a 市被災者生活サポートVCの運営
 - b 被災者支援ニーズ等の把握
 - c ボランティアと市行政・関係団体との仲介・調整（医療分野、建築関係等との連携含む）
 - d 被災者生活サポートボランティア関連情報の収集・発信
 - e 応急仮設住宅における生活支援
 - f 避難所（一定期間安心して暮らせる場）の生活支援
 - g 備品の管理

- h 救援物資の受け入れ、配分
- (イ) 市
 - a 市被災者生活サポートV Cの運営支援（拠点・活動資機材・情報の提供）
 - b 避難所・福祉避難所の設置（一定期間安心して暮らせる場）
 - c 被災者のニーズ把握
 - d 義援金の募集口座設置
 - e 義援金配分委員会の開催
 - f 協定を結んでいる事業所からの物資提供
 - g 救援物資の受け入れ、配分
- (ウ) 廿日市市町内会連合会
 - a 被災者のニーズ把握
 - b 指定避難所以外に避難してきた人の安否確認
 - c 市外から来るボランティアと連携した活動や、道路案内等
- (エ) はつかいち福祉ねっと
 - a 障がい者の相談窓口
 - b 構成団体の困りごとの集約
- (オ) 日本赤十字広島看護大学
 - a 被災者の一時避難場所として提供
 - b 被災者生活サポートV Cの運営支援
 - c 専門的なボランティア（看護）
 - d 物資の配給等の支援
- (カ) 廿日市市国際交流協会
 - a 在住外国人の相談窓口
 - b やさしい日本語による情報提供
 - c 外国人コミュニティーへの積極的支援
 - d 中国語・タガログ語・英語での情報提供
- (キ) 廿日市商工会議所
 - a 専門技術ボランティアと連携した活動
 - b 資機材調達
 - c 物品・車両の提供
 - d 専門技術の提供
- (ク) 自主防災組織
 - a 被災者のニーズ把握・聞き取り
 - b 避難行動要支援者の安否確認
 - c 避難所運営・情報提供
 - e 市外から来るボランティアの誘導等
 - f 被災者への炊き出し
- (ケ) はつかいちし災害救援V
 - a 市被災者生活サポートV Cの運営支援
 - b 被災者のニーズ把握・聞き取り
 - c 市外から来るボランティアと連携した活動や、道路案内等
 - d 避難場所での支援
 - e 被災者への炊き出し
- (コ) 市民児協
 - a 被災者のニーズ把握
 - b 市被災者生活サポートV Cの運営協力
 - c 被災者への支援活動

- d 避難場所での支援
- (サ) ささえ愛ネット
 - a 市被災者生活サポートV Cの運営支援
 - b 被災者（障がい者等）のニーズ把握
 - c 被災者（障がい者等）への支援活動
 - d 市外から来るボランティアと連携した活動や、道路案内等
 - e 障がい者の相談窓口
 - f 物資の配給等の支援
 - g 炊き出し支援
 - h 避難場所での支援
- (シ) 大野区長連合会
 - a 被災者のニーズ把握
 - b 指定避難所以外に避難してきた人の安否確認
 - c 市外から来るボランティアと連携した活動や、道路案内等
 - d 地域住民の見守り
- (ス) 防災士会
 - a 市被災者生活サポートV Cの運営協力
 - b 被災者のニーズ把握・聞き取り
 - c 市外から来るボランティアと連携した活動や、道路案内等
 - d 避難場所での支援
- (セ) FMIはつかいち
 - a ボランティアセンターの設置・運営に関する情報提供
 - b ボランティアの募集・受付窓口に関する情報提供
 - c 被災者のニーズ相談・受付窓口に関する情報提供
 - d 防犯情報の発信
 - e SNSの開設・更新支援
 - f やさしい日本語による情報提供
 - g その他、ボランティアセンターの運営に関する広報活動の協力
- (ソ) シルバー人材センター
 - a 物資の運搬
 - b 屋内外の片付け
 - c 子どもの支援・託児
 - d 市外から来るボランティアと連携した活動や、道路案内等
 - e 被災者への支援活動
 - f 炊き出し支援
- (タ) 生協ひろしま
 - a 事務局派遣
 - b 物資・車両の提供
 - c 職員・組合員のボランティア募集
 - d 組合員募金の検討
- (チ) その他の関係機関・団体等
 - a 市被災者生活サポートV Cの運営協力
 - b 被災者への支援活動
 - c 被災者のニーズ把握

d 避難場所での支援

(3) 生活復興期の取組み ～市被災者生活サポートVCの閉鎖から復興～

ア 市ボラネットの動き

(7) 市ボラネット推進会議の開催

場所・参集範囲等の詳細は運営期に記載（協議内容は異なる）

(イ) 情報の集約と発信

a 市ボラネット推進会議構成機関・団体の取組みの集約（検証）

b その他の機関・団体等へ情報提供の協力願い

c 支援にかけつけた機関・団体への現状と今後の発信（お礼を含む）

(ウ) 人材の確保（派遣）

a 市ボラネット推進会議構成機関・団体へ人材の派遣協力願い

b その他の機関・団体等へ人材の派遣協力願い

(エ) 資機材の調整（調達）

関係機関・団体へ資機材の調達協力願い

(オ) 資金の調整（調達）

関係機関・団体へ資金の調達協力願い

イ 被災地域に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）

(7) 廿日市市社協（市ボラネット事務局）

a 市被災者生活サポートVCの閉鎖

b 被災者支援ニーズ等の把握

c 仮設住宅における被災者支援の展開

d 在宅における被災者支援の展開

e 被災者生活サポートボランティア関連情報の収集・発信

(イ) 市

a ボランティア活動の関連情報の収集

(ウ) 市ボラネット推進会議構成機関・団体（上記(7)、(イ)を除く）

a 被災者の生活復興へ向けた取組み実施

b 地域住民の見守り・声かけ・交流

c 関係機関・団体との被災者生活支援情報の共有

3 市被災者生活サポートVCを開設しない場合

- (1) 市ボラネットの動き
 - ア 市ボラネット推進会議の開催（情報の共有）
開催場所・参集範囲等の詳細は、運営期に記載（協議内容は異なる）
 - イ 情報の集約と発信
被災者状況を把握し、必要に応じて構成機関・団体に情報を発信
 - ウ 人材の確保（派遣）
 - (ア) 市ボラネット推進会議構成機関・団体へ人材の派遣協力願い
 - (イ) その他の機関・団体へ人材の派遣協力願い
 - エ 資機材の調整（調達）
関係機関・団体へ資機材の調達協力願い
 - オ 物資の調達
 - (ア) 関係機関・団体へ物資の調達協力願い
 - (イ) 日本赤十字社広島県支部へ必要な物資の提供願い
- (2) 被災地域支援に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）
 - ア 廿日市市社協（市ボラネット事務局）
 - (ア) 情報把握のため現地調査
 - (イ) 市行政と連携し、被災状況の確認（県ボラネットへ情報提供）
 - イ 市
被害状況を把握し、市災害対策本部の設置検討（市ボラネットへ情報提供）
 - ウ 市ボラネット推進会議構成機関・団体等（上記ア、イを除く）
 - (ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認
 - (イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握
 - (ウ) 当該地域の避難行動要支援者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

Ⅲ 県ボラネットとの連携

1 県ボラネットとは

「県ボラネット」は県域の市町の被災地域に対して「ボランティア活動」による支援を行うために、広島県や広島県社協、日本赤十字社広島県支部をはじめとする県域の関係機関・団体が後方から支援活動を迅速に整え、人材、財源を投入し、被災地域への支援活動を展開していくことを目的としています。

県ボラネットは、災害時の「共助」（被災者生活サポートボランティア活動）をすすめるために協働する県域のネットワークです。

2 県ボラネットの体制

広島県社協は、市町の被災状況に応じて直ちに県被災者生活サポートVCを設置し、必要に応じて各被災地域の市町社協が中心で設置する市町被災者生活サポートVCの後方支援の拠点として、さまざまな連絡調整を行い、県域の状況把握と情報発信を総括的に行う、総合窓口の役割を担います。

広島県社協は、県ボラネットの事務局を兼ねます。



3 市町ボラネットと県ボラネットとの連携（平常時～災害時）

(1) 県ボラネット推進会議の開催

県域における災害時の協働による連絡調整の場として、県域の関係機関・団体と県ボラネット構成機関・団体が、各所属による災害に向けた取組みの情報交換やこれら最新の情報に基づき、災害時にネットワークを組んで被災者支援にあたる新たな広域の仕組みの構築を行います。

また災害発生時には、県ボラネットとしての被災地域支援に向けた、合議をする場として推進会議を開催し、被災地域からの情報収集から広域の支援体制を整えます。

(2) 被災地域支援に向けた県ボラネットの具体的な動き（想定）

ア 緊急支援期の取組み ～発災から72時間以内～

- (ア) 市町被災地域へ先発隊による被災地域状況確認
- (イ) 県被災者生活サポートVCの設置（広島県社協）
- (ウ) 市町被災者生活サポートVC設置に向けた現地支援（コーディネート）
- (エ) 「県ボラネット情報」並びに構成メンバーメーリングリスト「県ボラネット掲示板」発信

イ 市町被災者生活サポートVC運営期の取組み ～センターの設置から閉鎖～

- (ア) 市町被災者生活サポートVC運営支援と閉鎖に向けた支援
- (イ) 県内・ブロック・全国の社協及び関係機関・団体へ応援要請（医療分野・建築分野等を含む）
- (ウ) 市町被災者生活サポートVCへの職員要請（県内・ブロック・全国）
- (エ) 被災状況を収集し全国へ発信（ボランティア募集）
- (オ) ボランティア活動希望者への問い合わせ対応
- (カ) 被災者支援に関わる資機材の確保支援
- (キ) 被災者支援に関わる資金確保の支援

ウ 生活復興期の取組み ～センターの閉鎖から復興へ～

- (ア) 事務局として県ボラネット推進会議の開催
- (イ) 市町被災者生活サポートVC閉鎖及び閉鎖後の支援
- (ウ) 県ボラネットに被災者生活サポートボランティア関連情報の収集・発信
- (エ) 被災地域情報を全国に発信
- (オ) 県被災者生活サポートVCの閉鎖

廿日市市被災者生活サポートボラネット推進マニュアル
～関係機関協働編～

2012年 3月 初 版

2020年 8月 第9版

編集 廿日市市被災者生活サポートボラネット推進会議

発行 社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会

(はつかいちボランティアセンター)

〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号

電話 (0829)34-0231 F A X (0829)34-0232

ホームページ <http://hatsupy.jp/>

メールアドレス vc-h@hatsupy.jp
